

「川崎市総合計画」第1期実施計画 中間評価結果に対する市民意見募集の結果について

川崎市では、この度、「川崎市総合計画」第1期実施計画（H28～H29）の中間評価結果を8月末に公表し、市民の皆様から意見の募集を行いました。その結果を取りまとめましたので、報告いたします。

1 意見募集の概要

（1）募集期間

平成29年8月29日（火）～10月2日（月）

（2）周知方法

ア 市政だより（9月1日号）

イ 案内チラシ（区役所、図書館、市民館、行政サービスコーナー等で配布）と冊子（図書館、区役所等で配架）を公表

ウ 市ホームページ（「川崎市総合計画」第1期実施計画 中間評価結果及び市民意見募集について」のページ）

（3）意見提出方法

市ホームページ意見募集フォームメール、郵送、FAX、持参

2 意見募集の結果等

6名の市民の方から22件の意見が寄せられました。
主な内容としまして、施策・事務事業の方向性に対する提言などがありました。

【意見募集の結果一覧】

提出者数	意見数			合計
	1 施策・事務事業に関するもの	2 政策評価の手法に関するもの	3 その他意見募集の趣旨に沿わないもの	
6名	18件	4件	0件	22件

3 意見の要旨及び市の考え方

(1) 施策・事務事業に関するもの(18件)

No.	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	<p>施策 4-7-2「市域の交通網の整備」について、府中県道や世田谷町田線は、土日や夜間などいつも同じところが渋滞している。特にダイエー前の稲生橋の渋滞がひどい。道路の拡幅など計画的に進め、都市計画道路の進捗率を高めていくことが必要。</p>	<p>本市の都市計画道路の整備につきましては、平成28年度から平成37年度までの10年間(前期6年、後期4年)を計画期間とした「第2次道路整備プログラム」を定め、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し、効率的・効果的な道路整備を進め、道路ネットワークの形成に努めています。</p> <p>また、渋滞対策につきましては、交差点改良など局所的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的な渋滞緩和の取組を進めています。</p> <p>今後も、市民の皆様の御協力を得ながら、道路交通の円滑化に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。</p>
2	<p>施策 3-1-1「地球環境の保全に向けた取組の推進」の指標が「市民アンケート」となっているが、150万人都市となった川崎市の3,000人を対象としたアンケートとのことで、1%にも満たない(3,000人のうちのどれくらいが有効だったのかも不明)。</p> <p>また、目標値も現状の24.9に対し、28年度が25.5、すでに27.7を達成しているにも関わらず、29年度は28%と、あまりにも目標が低過ぎる。せめて80%くらいであれば「目標」と言えるかもしれない。最低でも45-50%を目指すべき。</p>	<p>アンケート調査のサンプル数につきましては、調査の信頼度と費用対効果の観点から、プラスマイナス5%を一般的な統計調査における許容誤差として実施している事例が多いため、今回のアンケート調査もそれらに倣い、サンプル数を設定しております。また、サンプル数3,000に対して、有効回答数は1,076(有効回答率35.9%)となっております。</p> <p>御指摘の施策 3-1-1「地球環境の保全に向けた取組の推進」に設定した成果指標「市民や市内の事業所による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合」につきましては、政令指定都市にも同様の設問でアンケート調査を総合計画策定時に実施しております。本市の現状の値が政令指定都市の平均値と同程度であったことから、更なる向上をめざし、目標値を設定しております。</p> <p>目標値の見直しにつきましては、一時的な上昇ではないかなど、一定期間の推移を確認しながら、その達成状況等を踏まえて、必要な対応を図っていきたいと考えております。</p>
3	<p>施策 1-1-5「安全・安心な暮らしを守る河川整備」について、豪雨に対する防災として、河川氾濫に備えることはもちろん大事だが、豪雨時に窪地に雨水が溜まることあるいは、地下施設に水が流れ込むことに対する対策は大丈夫か。それは、どの項目で検討されているのか。</p>	<p>豪雨時に低地に雨水がたまり発生するような浸水被害への対策として、浸水実績や浸水シミュレーションに基づき抽出した、浸水リスクの高い地区を重点化地区に位置づけて、雨水管きょや貯留管などの整備を推進しています。(施策 1-3-2「浸水対策事業」)</p> <p>第2期実施計画では、これまでの重点化地区に、新たな重点化地区を追加して、浸水対策をさらに推進することとしています。</p>

<p>4</p>	<p>施策 3-3-1「協働の取組による緑の創出と育成」について、施策の概要に「市域に残された貴重な樹林や農地、水辺地等には、多様な生物が生息しています。地域ごとの特性に応じ、市民・事業者等さまざまな主体と連携して、生き物の生息・生育環境の保全、普及啓発を進めます。」とあるが、普及啓発を進めるとは、誰が何を誰に行うのか。単純に「生き物の生息・生育環境の保全を進めます。」でよいのではないか。また、生き物の生息・生育環境の保全を進める事業・事業費はどこに記載されているのか。</p>	<p>生物多様性については、私たちの暮らしが“自然の恵み”に支えられている現状を認識し、川崎市域の生物多様性の保全だけでなく、地球規模の問題として、市民・事業者・行政等、あらゆる主体による取組が必要です。そのため、地域や学校、家庭、職場などの様々な場面で、人と環境とのかかわりを学び、よりよい環境の保全と創造のために主体的に行動できる人を育てる環境教育・学習も推進しているところであり、様々な主体による普及啓発も重要と考えております。</p> <p>また、事業及び事業費については、中間評価結果の 123 ページに掲載している「生物多様性推進事業」を御覧ください。</p>
<p>5</p>	<p>生物多様性の重要性を認識しているなら、川崎市にどのような生物が生息・生育しているかを数年ごとに調査、公表し、希少な種の保護、あるいは有害な外来種の排除計画を総合計画に盛り込むべきと考える。それにより、市民に郷土に対する愛着が増大すると思う。</p>	<p>総合計画の個別計画にあたる「生物多様性かわさき戦略」に基づき、毎年、市域の生き物調査を実施しております。また、調査で確認した種（希少な生き物や外来生物も含む。）については、生物多様性かわさき戦略の取組状況報告書に掲載して、市のホームページで公開しています。</p>
<p>6</p>	<p>施策 3-1-1「地球環境の保全に向けた取組の推進」及び施策 3-2-1「地球環境対策の推進」について</p> <p>(1) 温室効果ガス排出量が減少したことについて、部門ごとにその要因を分析することが今後の対策を進めていく上で必要。例えば、産業部門に関して言えば、景気による生産削減なのか、燃料転換によるものなのか、環境関係施設の設置によるものなのか等。</p>	<p>(1) 温室効果ガス排出量については、国のマニュアルを参考に毎年度推計しており、可能な範囲で増減要因の把握を行っておりますが、人口増減や産業構造の変化など、市域の状況を踏まえながら、引き続きその増減要因の把握に努めてまいります。</p> <p>(2) パリ協定については、今世紀後半での気温上昇を2度以内に抑える目標達成に向けて、各国が排出削減目標を提出することとされており、また、気候変動への適応能力を向上させることなどが掲げられています。我が国においては、2030年度の排出量を2013年度比26%削減する目標を国連に提出しており、平成28年5月にこの目標達成に向けた地球温暖化対策計画を策定しております。川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定につきましては、国の目標を考慮した目標や対策、気候変動への適応の計画への位置づけなど、国内外の動向を踏まえながら進めてまいります。</p>
<p>7</p>	<p>(2) 平成29年度中の「地球温暖化対策推進計画」の改定に関しては、基本的に国連パリ会議の決定事項を満たすものになることを期待する。</p>	<p>(3) 光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントにつきましては、全国的にも環境基準の達成率が非常</p>
<p>8</p>	<p>(3) 光化学スモッグ注意報発令日数の目標は、0日とすべき。また二酸化窒素の目標は、環境基本計画を踏まえ、「下限値の0.04ppmまたはそ</p>	<p>(3) 光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントにつきましては、全国的にも環境基準の達成率が非常</p>

	れ以下」とすべき。	に低い状況となっており、広域での対策が必要であることから、近隣自治体と連携を図り、原因物質のひとつである二酸化窒素や揮発性有機化合物（VOC）の削減に向けて、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。
9	（４）PM2.5の常時監視について、早期に二酸化窒素や浮遊粒子状物質等と同様に、一般局・自排局併せて18局全てで実施した上で評価すべき。	また、二酸化窒素につきましては、昭和49年度から常時監視を開始し、平成25年度に初めて環境基準を全測定局で達成し、平成28年度には、2年連続で環境基準を全測定局で達成しました。引き続き環境基準の安定的な達成を目指して、近隣自治体との連携を図り、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。
10	（５）市民実感指標の最終目標が、「空気や水のきれいさ」が60%、「環境に配慮した生活を送っている」が55%等となっているが低すぎる。これらが問題になってから、大分年数が過ぎているのだからもっと目標を引き上げてよい。	（４）PM2.5（微小粒子状物質）につきましては、平成21年9月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、平成28年8月に市役所前自動車排出ガス測定局に測定機を設置し、市内の測定局18局のうち、国の設置基準に適合している設置可能な15局で測定を実施しています。 残る3局については、測定機の設置スペースの確保等に課題があることから設置には至っておらず、現状では15局で評価しております。 （５）市民の実感指標につきましては、全政令指定都市にも同様の設問でアンケート調査を実施しておりまして、他政令指定都市と比べて低い水準にある場合は、標準的な水準へ、一定水準のものは最高水準へ、最高値のものはその継続へ、と計画期間内での実現に向けた目標を設定し、取組を推進しております。御指摘の指標につきましては、いずれも本市の現状の値が政令指定都市の平均値を上回っていることから、最高水準を目指し、目標値を設定したものです。目標値の見直しにつきましては、一時的な上昇ではないかなど、一定期間の推移を確認しながら、その達成状況等を踏まえて、必要な対応を図っていきたくと考えております。
11	施策 3-2-1「地球環境対策の推進」について、 （１）成果指標の「光化学スモッグ注意報発令の日数」について ①目標の立て方がおかしい。環境基準（発令日数：ゼロ）を目指すべき。光化学オキシダント濃度も横ばいである。	（１） ①光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントにつきましては、全国的にも環境基準の達成率が非常に低い状況となっており、広域での対策が必要であることから、近隣自治体と連携を図り、原因物質のひとつである二酸化窒素や揮発性有機化合物（VOC）の削減に向けて、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。

12	<p>②達成率・目標達成度がおかしい。環境基準を達成していないのに、目標値以上を達成したと評価することはおかしい。平成 29 年度の目標値を 2 日としていることもおかしい。公害がなくなる。努力しなくてもいいことになる。</p>	<p>②光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントにつきましては、全国的にも環境基準の達成率が非常に低い状況となっており、広域での対策が必要であることから、近隣自治体と連携を図り、原因物質のひとつである二酸化窒素や揮発性有機化合物（VOC）の削減に向けて、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。</p>
13	<p>(2) 二酸化窒素の環境基準について ①環境基準は 0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下となっており、市も 0.04ppm を目指すことになっていることにも触れて、計画に明記すべきである。また、0.04ppm の達成率をだすこと。</p>	<p>(2) ①二酸化窒素につきましては、昭和 49 年度から常時監視を開始し、平成 25 年度に初めて環境基準を全測定局で達成し、平成 28 年度には、2 年連続で環境基準を全測定局で達成しました。引き続き環境基準の安定的な達成を目指して、近隣自治体との連携を図り、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。</p>
14	<p>②光化学スモッグや PM2.5 の原因物質のひとつであるため、継続して環境基準を達成すること。</p>	<p>②二酸化窒素は、PM2.5（微小粒子状物質）等の原因物質の一つであることから、環境基準の安定的な達成維持を目指して、近隣自治体との連携を図り、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。</p>
15	<p>(3) PM2.5（微小粒子状物質）について ①大気測定局の全局（18 局）で測定すること（自排局 2、一般局 1 が未設置）。</p>	<p>(3) ①PM2.5（微小粒子状物質）につきましては、平成 21 年 9 月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、平成 28 年 8 月に市役所前自動車排出ガス測定局に測定機を設置し、市内の測定局 18 局のうち、国の設置基準に適合している設置可能な 15 局で測定を実施しています。残る 3 局については、測定機の設置スペースの確保等に課題があることから、現状では設置に至っておりません。</p>
16	<p>②環境基準を達成すること。</p>	
17	<p>③ぜん息患者を増加させないこと（因果関係を国任せにせず調査すること）。</p>	<p>②PM2.5（微小粒子状物質）につきましては、平成 28 年度に、測定を開始して以来、初めて全 14 測定局において環境基準を達成しました。引き続き環境基準の安定的な達成に向けて、近隣自治体と連携を図り、大気中の成分分析調査など発生源の把握や生成機構の解明に向けた取組を推進するとともに、PM2.5 の原因物質である二酸化窒素や揮発性有機化合物（VOC）の削減に向けて、工場・事業場や自動車の環境対策を推進してまいります。</p> <p>③気管支ぜん息は、大気汚染物質のほか、ダニやカビ、花粉等のいわゆるアレルギー物質や、受動喫煙を含む喫煙、ストレス社会の進展に伴う過労等を要因とするアレルギー疾患とされております。今後も引き続きアレルギー疾患についての相談や予防に関する研修会、気管支ぜん息知識普及講演会等、正しい知見に基づく予防・軽減策の普及・啓発を実施することにより、気管支ぜん息の発症</p>

		<p>予防に努めてまいります。</p> <p>また、「因果関係の調査」につきましては、気管支ぜん息には多くの発症要因があり、それぞれの要因が患者に与える影響度合いも千差万別であるとされておりますが、専門機関等での調査研究においても因果関係の究明に至っていない状況下、本市単独で調査を行うことは困難であると考えております。</p>
18	<p>施策 3-1-1「地球環境の保全に向けた取組の推進」について、市が早くから地球温暖化ガス対策に取り組んできたことは評価するが、国際的にはさらに取組、対策の強化が求められているので実施してほしい。その際に、地域・市内のCO₂濃度を把握しておくことが必要。国任せでなく、川崎市でも測定すること。</p>	<p>温室効果ガスの削減については、今世紀後半での気温上昇を2度以内に抑えるなどを掲げたパリ協定が平成27年12月に採択されるなど、国際社会においても重要な課題となっております。本市におきましても、パリ協定や平成28年5月に策定された国の地球温暖化対策計画等を踏まえ、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定を進めており、今後も地球温暖化対策を着実に進めてまいります。</p> <p>なお、地域・市内のCO₂濃度につきましては、地球全体の濃度変化が重要であることから、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えております。今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。</p>

(2) 政策評価の手法に関するもの (4件)

No.	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
19	<p>市民の感じ方という曖昧なものを「指標」とするという考え方が問題。</p>	<p>「市民の実感指標」につきましては、それぞれの政策に基づく取組等の結果が、市民満足度などの主観的な実感の向上にどの程度寄与したのかを把握することを目的としたもので、政策分野ごとに、実際に市民が日常の生活の中で、どのように感じているかに着目し、その傾向を幅広く捉えるための設問を設定したものです。</p> <p>アンケート結果につきましては、効果検証を行い、次の実施計画の策定や市の取組の改善等に活用していきます。</p>
20	<p>市民意見の募集にあたり資料の配布がないのは不親切。図書館を訪ねたが、資料は置いておらず、直接、担当課に問い合わせるように言われた。市民に公開し、意見を求める姿勢に疑問。</p>	<p>市民意見募集に際して、分かりづらい点等があり、御迷惑をお掛けしました。今後は、市民意見募集に当たり、評価結果の概要を資料として添付するなど、市民に分かりやすく公表していきます。</p>
21	<p>概要がないと分かりづらい。</p>	
22	<p>施策 2-3-2「自ら学び、活動するための支援」について、市立図書館のことが記述されているが、引き続き実施してほしい。また、県立図書館の移転の件もあり、相乗効果等も</p>	<p>市立図書館につきましては、市民の生涯学習を支援する社会教育施設として、引き続きサービス向上に努めてまいります。また、かながわサイエンスパーク(KSP)への移転が予定されている県立川崎図書館とは、お互いの特色や専門性を活かしながら連携した事業を行っていく予定です。</p>

<p>触れてほしい。そして、教育文化会館の移転やまちづくりの件もあり指標に影響があるかもしれないことも記述すること。</p>	<p>社会教育に係る状況の変化については、次期実施計画に反映させていただきます。</p>
--	--